

E. コピーターズ著
『イングランド銀行券の歴史
1694~1954年』(V)

中 島 将 隆 訳
楊 枝 瞩 朗

目次

序文 (R. G. ホートレー)

謝辞

序章——貨幣史における政策介入——

第1章 イングランド銀行券の最初の100年

- (1)預金に先行する銀行券発行
- (2)イングランド銀行券は法貨でなかった
- (3)発券独占権をもたず

第2章 銀行券の意義の低下

- (1)銅貨流通の増大
- (2)小切手流通の増大
- (3)手形流通の減少
- (4)銀行券流通の減少 (以上第17巻第4号)

第3章 制限法貨としてのイングランド銀行券

第1節 1797年法と1811年法

第2節 1833年法の制限法貨規定 (以上第18巻第3号)

第4章 小額面銀行券の禁止

第1節 ナポレオン戦争開始に伴う短期間の発行

第2節 小額面銀行券に対する偏見

- (1)小額地方銀行券の脆弱性
- (2)小額面銀行券とパニック
- (3)偽造されやすい小額面銀行券

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

(4)小額面銀行券は鋳貨準備を減少させる

第5章 金本位制の自動調節作用の重視——中央銀行統制の後退——

(1)兌換停止の懸念

(2)危険にして不必要かつ高価につく中央銀行業

(3)初期には中央銀行業の支持者はほとんどいない（以上第19巻第1号）

第6章 地方銀行券の漸次的衰退と保証発行銀行券の制限

第1節 銀行制限条例における地方銀行券に対する信頼

第2節 地方銀行券が選好された理由

第3節 地方銀行券抑制の理由

第4節 発券独占の生成

第5節 イングランド銀行券保証発行の制限（以上第20巻第3号）

第7章 世界大戦とイングランド銀行券

第1節 イングランド銀行券と第一次世界大戦

第2節 両大戦間におけるイングランド銀行券

第3節 第二次世界大戦とイングランド銀行券

終章——結論——

第7章 世界大戦とイングランド銀行券

銀行券流通額はナポレオン戦争期、3倍たらず増加したが、第一次大戦期には主に小額面銀行券の登場のため10倍も増加した（付録第9表参照）。預金額は2倍となり、鋳貨は法律上は依然、入手可能であったが、実際には手に入らなくなってしまった（本章第一節参照）。

第一次大戦後、いかなる場合にも鋳貨への兌換に終止符をうった1925年法と、イングランド銀行に一国の金準備を収用し集中することを認めた1928年法によって、一時的とみられていた上記の事態は恒久的なものとなった（第2節参照）。

第二次世界大戦が勃発すると、かつて世界の金市場であったイギリスのあらゆる金取引は、為替管理の制限下におかれた。イングランド銀行はその保有金準備を市場価格で評価し、必要なら無準備保証発行を弾力的に増加する権限を与えられた。第二次大戦中、現金払いが一時的に好まれたことから、イングランド銀行券流通額は2倍以上に増加した。しかしながら、この増加は、海外に流出した銀行券の再輸入禁止と大額面銀行券の廃止により、対外取引に銀行券

を使わせない外国為替管理措置によって抑制されたのである（第3節参照）。

第1節 イングランド銀行券と第一次世界大戦

1914年8月、戦争が勃発すると、緊急時用の小額面銀行券が用意されていなかっただし、8月のバンク・ホリデーの前日でもあったために、一層多くの铸貨が求められたので、イギリスでは突然、現金通貨の不足が起った。いくつかの銀行は、銀行券で支払うことのできる金額について金貨の支払を拒んだので、急にイングランド銀行への取付けが発生した。新聞には「金を求めてイングランド銀行で行列；利子率10%」⁽¹⁾という見出いで大きく報じられた。1914年8月6日のエコノミスト誌に、「ソヴリン金貨を5000ポンドも車で集め回った紳士もいたし、食料品を250ポンドも買占めた婦人もいた」とある記者は記している。

イングランド銀行券の兌換停止が宣言されたのでもなかったし、1797年に行われた正貨支払の一時停止が再現したわけでもなかった。8月4日以前の日付をもつ為替手形、小切手、その他の債務の支払は猶予されたが、しかし、「発行された銀行券に関する発券銀行のいかなる債務」⁽²⁾もこのモラトリアムから明確に除外されていた。大蔵省の発行の認可された1ポンドと10シリングの緊急の「カレンシー・ノート」は、铸貨と兌換されると宣言された。「カレンシー・ノートの保有者は、イングランド銀行でその営業時間内にノートの額面金額を、要求払いで、連合王国内でいかなる場合も法貨たる金铸貨でもって受け取⁽³⁾ることができるものとする。」

イングランド銀行券の兌換停止が宣言されなかった理由は、恐らく、イング

(1) セイヤーズ教授の未刊行講演。

(2) 1914年8月6日の布告。また、賃金支払、5ポンド未満の金額の支払、地方税・国税の支払、政府ならびに国民健康保険・失業保険からの支払等は除外された。原文は以下に掲載されている。A. W. Kirkaldy, *British War Finance*, 1921, Appendix 参照。

(3) Currency and Bank Notes Act, August, 6, 1914, cfr. Kirkaldy, op. cit., 参照。

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

ラント銀行券が兌換を維持する限りにおいてのみ法貨でありうると規定している1833年法のためであると考えられてきた。「1914年の議会の討議では、1833年法の法貨規定の条件について何ら言及されなかつたけれども、少なくとも部分的には、1833年法が1914年から25年まで公的にはイングランド銀行券が兌換⁽⁴⁾しうる、という虚構を維持した要因であったと言うことができよう。」そのような小さな法律上の障害がイングランド銀行券を不換化し、なおかつ依然、法貨とする条項を、1914年8月6日の法律に追加するのを妨げた、というのは疑問であろう。すでに1914年法は、大蔵省から1ポンド及び10シリングのカレンシー・ノートが発行され、金額のいかんを問わず法貨とするといった数多くの重要な改革を含んでいた。同法は、郵便為替を一時的に法貨とし、依然、金に⁽⁵⁾転換できたり、イングランド銀行券の無準備保証発行額に対する制限も取り除いていた。さらに、カレンシー・ノートは金に兌換したり、したがって、イングランド銀行券も間接的ではあるが金と兌換することができた。また、スコットランドやアイルランドの銀行券も、各々、スコットランドやアイルランド⁽⁶⁾で金額を問わず法貨となった。

(4) F. W. Fetter, "Legal Tender During the English and Irish Bank Restrictions", *Journal of Political Economy*, June, 1950, p. 252.

(5) 1915年2月3日まで。その間、総額24,074,000ポンドにのぼる98,353,000枚の郵便為替が郵便局より発行された（中央郵便局のライブラソアン兼文書保管者の好意により提供された情報に依る）。

(6) スコットランドやアイルランドの銀行券は、本店でのみ銘貨やカレンシー・ノートで支払われた。これら銀行券の法貨規定は、1920年1月1日に廃止された。

上記の関連規定は次のとおりである（Currency and Bank Notes Act, 1914, 4 & 5 Geo. 5, ch. 14）。

「1.(1), 大蔵省は、1ポンドと10シリングのカレンシー・ノートを発行する……ことができる。そして、これらノートは、ソブリン金貨や半ソブリン金貨が連合王国でいかなる金額の支払においても通用し、法貨であるのと同じ仕方で、また同程度に通用するものとする。

(3) カレンシー・ノートの保有者は、イングランド銀行で営業時間中に、その額面金額を金貨で支払いを受けるものとする。

フェッター教授が指摘されているように、議会のスポーツマンや世論は、イングランド銀行券が不換化したのではないし、金を必要とする人々は誰でもイングランド銀行でイングランド銀行券と交換に金を入手しうるというフィクションが維持された事実を大いに重視した。イギリスでは銀行券の兌換は維持されていたけれども、根拠がないのではないか、兌換や金本位制は神話であると言われた程度まで、金の輸出は輸送の障害や政府の干渉によって妨げられた。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

金を流通から引き上げ、イングランド銀行の準備金の中に集中するため考えられるかぎりの方策が論じられた。議会や新聞紙上でなされた戦時のプロパガンダによって、銀行券を兌換するのは利敵行為だという考えが広まった。開戦の最初の数週間に起きるのでないかと予想された恐慌は生じず、商業銀行が借り入れていたカレンシー・ノートを返済し始めた時、彼等は正貨での返済を要求された。1915年8月15日、大蔵省は次のような布告を発表し、すべての銀行に送付した。「対外支払のため一国の金準備を強化する重要性に鑑みて、大

(6) 緊急の事態に対処するために、この法の成立の以前あるいは以降に発行されたすべての郵便為替は、一時的に連合王国においてあらゆる金額の支払に通用し法貨とする。

いかなる郵便為替の保有者も、連合王国において当分の間、法貨たる銚貨でいかなる金額でもその額面金額の支払を、イングランド銀行でその営業時間中に要求払い受けうるものとする。

.....

「4. スコットランドあるいはアイルランドの各々の発券銀行によって発行されたいかなる銀行券も、またいかなる発券銀行も、適當と考えるならば、本法律のもとで発行されたカレンシー・ノートで銀行券の支払を行ういかなる義務をもたないものとする。ただし本条にもとづく法貨である銀行券と言えども、それら銀行券は、当該銀行によって発行された銀行券の支払目的で銀行券を発行する銀行の本店によるいかなる支払にとっては、法貨ではないものとする。」

(7) R. G. Hawtrey, The Gold Standard in Theory and Practice, 4th edition, 1939, p. 90.
ref. S. E. Harris, Monetary Problems of the British Empire, 1931, p. 308.

(8) An Economist's Protest, pp.114~116, ref., Harris, op. cit., p. 308, Cunliffe Ctee., §8~9.

(9) 大蔵大臣ロイド・ジョージの演説参照。Feavearyear, op. cit., p. 304 (第2版では削除されている——訳者)。

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

歳省は、現金を支払う義務のある郵便局及びすべての公共部門に、できる限りあらゆる場合に、金銭貨ではなくカレンシー・ノートで支払うように指示する。国民各位も、(1)郵便局や銀行に金で払込むこと、(2)小切手の支払に金貨よりもむしろカレンシー・ノートでの支払を求める事、(3)賃金の支払や現金一般的の支払には金よりもむしろカレンシー・ノートを使うことによって、この政策に(10)関連して大歳省への協力を、国家の利益に鑑みて熱心に求められている」。政府は、金貨で賃金を支払う企業家や金貨を支払い続けている銀行に圧力をかけていた。宝石商や歯科医も金の入手が困難となり、イングランド銀行は彼等が(11)入手しうるよう一定量の金を供給した。1916年中頃までに金銭貨の流通はみられなくなった。造幣局が発行した銭貨の大部分は、プレミアムを期待して民間で退歳されていることは良く知られていた。金にプレミアムが付きだしたのは、(12)1916年の秋からであった。

入手しうる全ての金供給がイングランド銀行に入るよう、金輸入は管理下(15)におかれた。南アフリカ政府との協定により、南アの金生産者は、産出したすべての金を1オンス=77s'.9d. の価格でイングランド銀行に売却することを強制された。金流入という点でみれば、金本位制は、依然、効力を有していた。

戦時中、金輸出は法律上、禁止されてはいなかった。しかしながら、1917年のはじめまでに、法律ではなく、たんなる行政措置によって、イギリスの金輸出市場は事実上、閉ざされ、金本位制のメカニズムは金の対外流出の働きを奪

(10) Kirkaldy, op. cit., p. 39.

(11) Board of Trade Journal, Oct. 7, 1915.

(12) Commons, Vol 74, p. 442, ref. Harris, op. cit., p. 308.

(13)(14) Montagu Letter, Jan. 13, 1916, & Vol. 95, Commons 176, ref., Harris, op. cit., p. 309. E. ホールデン卿は、1914年、ミッドランド銀行の800万ポンドをくだらない金保有を明きらかにした (Clapham, An Economic History of Modern Europe, Vol. III, pp. 278～9, ref., E. V. Morgan, The Theory and Practice of Central Banking, 1793～1913, 1943, p. 210).

(15) Cunliff Ctee. §9 & 14, Hall, op. cit., pp. 323～5.

(16) Feavearyear, op. cit., p.307 (第2版では削除——訳者)。

われた。1916年の国土防衛法にもとづく布告で、金貨がイギリスでプレミアム付で流通するのを防ぐために、イギリス及び外国の金貨の溶解を非合法とした。⁽¹⁷⁾「運輸省は金の輸送には船舶の割当を与えたかったので、金輸送は法外な運賃で中立国の船舶でしか行なわれなかった。政府の戦時損害保険庁は地金輸送の保険を拒否した。そして、潜水艦が広範に作戦行動を展開している時には、⁽¹⁸⁾同じく法外な保険料が請求された。」しかも、イギリスの主な債権者である合衆国との為替相場が、合衆国で大蔵省によって調達された借款と、国民が大蔵省に譲渡するように説得されてきた米加証券の売却という方法で人為的に4ドル76 7/16 セントに釘付けされていたので、金輸出は利益がなかった。⁽¹⁹⁾かくて、戦時の状況と政府の統制のため金輸出は難しく引き合わないものになってしまった。戦争中、輸出された金の総額は、1915年1400万ポンド、1916年1200万ポンド、⁽²⁰⁾1917年300万ポンドであった。

「通貨及び外国為替に関するカンリフ委員会」は、以下のように述べている。「今次大戦中、敵国潜水艦の破壊行為、高運賃、積荷の金の保険を政府が拒否したこと等のため、海外へ金を輸送する費用は高騰した。従って、実際の正貨輸出点は、これまでの位置から大いにずれることになった。戦争のためわが国の輸出額が大いに抑えられたことに加えて、わが国の膨大な輸入需要からみて、中立国とのわが国の為替相場が金輸出点の方に動くのは当然のことであった。その結果、金輸出点の下落は、それ自体、わが国の為替相場の大きな下落を説明しているであろう。戦時の状況は正常ではなかった。国民は、国内取引に力

(17) Dec. 5, 1916; Hall, op. cit., p.323; Feavearyear, op. cit., p. 306; 85 Commons 503; Board of Trade Journal, Aug, 8, 1916.

(18) Hall, op. cit., pp. 324～5 (引用頁は p. 323 の誤り——訳者)。

(19) Feavearyear, op. cit., p. 308; Morgan, Studies in British Financial Policy, 1914, 1925, 1952, p. 64.

(20) Morgan, op. cit., pp. 335～339, 22. 1914年, 1918年, 1919年の各々のネットの金輸入額は、5000万ポンド、900万ポンド、800万ポンドであった。cfr. Feavearyear, op. cit., p. 306.

レンシー・ノートを満足して使っている。そして為替の逆調にもかかわらず、戦時体制が金輸出に効果的で実際的な障害となっている。さらに金貨溶解の法律での禁止と金地金輸入がイングランド銀行にだけ許され、他には制限されているという事実は、鑄造金貨と未鑄造金地金の価値の間にあったこれまでの連りを断ち切ってしまった。法定通貨が地金にくらべ実際、どの程度、減価しているかを判断するのは不可能である。しかし実際、若干の減価がみられたことは確かであり、その減価の程度だけ、金本位制は効力を減じたのである。⁽²¹⁾」

巻末付表の示すところによれば、戦時体制下で紙券通貨や預金は大きく増加したばかりでなく、鑄貨は流通界から消滅してしまった。1918年、「通貨及び外国為替に関するカンリフ委員会」は、以下のように語っている。「1844年法の成立以来、小切手制度の大きな発展がみられた。この制度の本質は、購買力がおおむね、小切手によって動かされる銀行預金の形態をとっていることである。なぜなら法定通貨は、預金のために銀行が保有する準備金のためや、賃金支払や小売取引に関連する実際の一般的流通のためにのみ必要とされるだけだからである。⁽²²⁾」

銀行券や鑄貨等の法定貨幣に「戦前、必要とされた要件は、戦前の世界の物価水準、銀行準備に関するこれまでの慣習的な基準や人々の習慣に関係があった。あと2つは、人々の懐中や家の中に持っている貨幣量や、キャッシュの代りに使われる信用貨幣の使用に関連していた。恐らく戦争終了後、世界の物価は、永続的でないにしても長期にわたってかなり高い水準で推移するであろうし、したがって銀行は、より高い水準で法定貨幣を保有することが望ましい

(21) Cunliff Ctee, §8 & 14. ポンドの金価値の下落は、各国の金本位制の廃止のため、一般商品に対するほどは大きくなかった (Feaveayear, op. cit., p. 309, second edition, p. 346. 邦訳。364頁)。1918年11月、エコノミスト誌価格指数は、X240<1914=100>になり、他方、同年、アメリカの商品価格指数は188であった (F. G. Hall, History of the Bank of Ireland, 1949, p. 324)。

(22) Cunliff Ctee, §3, 「1844年の諸規定は、金融制度に適用されると、為替の逆調を是正し信用の過度な拡張を抑制するように働いた」と結んでいる。

と思われる。さらに銀行家の小切手や他の信用通貨の使用拡大から法貨の使用を減らすいかなる作用も、法貨を主に使用する賃金稼得階層が国民所得のより大きい割合を享受するだろうという事実によって、打ち消されるであろう。これらすべての要因は、法定貨幣量を増大させることになる。イギリスは常に金本位制を維持しつつ、戦前の水準よりはるか高額の法貨を金準備や一般的の流通に維持することができよう……。⁽²³⁾」

第2節 両大戦間におけるイングランド銀行券

カレンシー・ノートや小切手を铸貨に代って使うことが戦時期に求められたのであるが、それは間もなく定着することとなった。カンリフ委員会の行った兌換通貨への復帰勧告は暗示的である。「われわれは金の国際的流通の再開を意図しているわけではない。」「もし金貨の流通が事実上なくなり、すべての金が中央銀行に集中されるならば、流動性の増大という点からみて若干の節約がみられるであろう。」「カレンシー・ノートの流通残高が回収され、小額面のイングランド銀行券が代って使われるであろう。」「小額面のイングランド銀行券はロンドンでのみ兌換され、連合王国全土で法貨とされるべきである。」「流通からの金の回収という点から考えると、一国の基準は一つの中央機関によって保有されるべきであり、旅行者の必要に求められるような小額を別にして、市中銀行の保有するすべての金は今やイングランド銀行に移転されるべきである。」「この問題に関しては、何等の立法も必要ではないだろう。人々はいままで

(23) Cunliffe Ctee §38.

(24) Ibid., §34.

(25) Ibid., §41. イングランド銀行の戦前のより大きな金準備3800万ポンドと国民が保有している1億2300万ポンドの金量を基礎にして計算すると、イングランド銀行の金準備の最低額は、通常1億5000万ポンドになろう。

(26) Ibid., §45, 47.

(27) Ibid., §47.

(28) Ibid., §25.

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694~1954年』(V)

は銀行券の使用に十分に慣れているので（海外への旅行を考えている人々のかぎられた必要を除いては），銀行券は，金貨に代わって今日，流通している金貨の量と同じぐらい流通し続けるであろう。市中銀行がインフォーマルに求められた行動をとることにより，必要なすべてのことを達成するものと期待されよう。しかしながら，必要ならばイングランド銀行側の裁量によりイングランド銀行券を鑄貨あるいは金地金に兌換させることによって，金貨の流通を防ぐべきである。ただわれわれとしても，銀行券所有者に金貨で支払いを受ける権利を保持させておきたいし，さらに金が国内流通に流れ込むのを防ぐために先に示唆した非公式な措置を信頼したい。⁽²⁹⁾」

「金輸入に何らの制限も課さないことが金本位制が機能する必要条件であるが，イングランド銀行以外で入手した金貨や地金の輸出を認める必要はない。イングランド銀行がすべての金輸出を掌握しているがイングランド銀行にとって好都合だという考え方からすれば，金および地金の輸出を，それがイングランド銀行から入手したものであるかぎり認めるのが望ましいと思われる。」⁽³⁰⁾

「金貨溶解の禁止は，当分のところ維持されるべきである。」⁽³¹⁾

カンリフ委員会のすべての勧告は，1925年，「通貨ならびにイングランド銀行券発行にする委員会」によって承認された。後者の委員会は，国内での金貨流通を現代の金本位制にとっては絶対的なものではなく，贅沢であると考えていた。⁽³²⁾ それら勧告は政府にも承認され，1925年の金本位法や1928年の「通貨ならびにイングランド銀行券法」の中に成文化された。1925年は，銀行券の兌換に関しては金地金で，しかも純金400オンス（1699ポンド）を下回らない金額に限ることで，兌換の法的権利を制限し，イングランド銀行に対しては11/12の純度の金量1ポンドあたり77シリング10 1/2ペンスの価格でイングランド銀行券に金地金を売却するように命じた。こうした変更に伴い，必然的に1925年

(29) Ibid., §23.

(30)(31) Ibid., §24, 25.

(32) Ibid., §41, 43, 44.

法は、造幣局でのソヴソン金貨の自由鑄造の権利を制限し、ただイングランド銀行にのみ許すこととなった。さらに1925年法は、「イングランド銀行がイングランド銀行券に法定鑄貨の支払を停止すれば、イングランド銀行券は法貨でなくなる」という法貨兌換規定をも修正した。⁽³³⁾

1928年法にもとづき、イングランド銀行の本店でしか兌換されない法貨たる1ポンドならびに10シリングのイングランド銀行券の発行によって、カレンシー・ノートとイングランド銀行券の発行が統合された。イングランド銀行は1928年法により、カンリフ委員会が勧告したものと殆ど同様な、金の収用と集中化という思い切った権限を認められた。「連合王国内で1万ポンドを超えるいかなる金貨あるいは金地金を保有するすべての者は、ただちに保有する金貨あるいは地金の詳細を書面にてイングランド銀行に提出するものとする。そしてイングランド銀行が求めるならば、直ちに輸出されるか工業用目的に偽りなく必要とされる部分を除いて、当該鑄貨ならびに地金の金額あるいは一部分をイングランド銀行に売却するものとする。売却価格は、鑄貨の場合には額面どおり、また地金の場合には1844年のイングランド銀行特許状の第4条に定められた価格とする。」⁽³⁴⁾ ピール条例の第4条の規定により、イングランド銀行は、イングランド銀行に持込まれるすべての金を金1オンスについ77シリング9ペンスの価格で買上げなければならなかつたが、この規定は、次節でみると1939年まで依然、有効であった。かくてイングランド銀行は、民間に蓄積された金準備がイングランド銀行の政策に対して与えるいかなる影響も遮断したのである。⁽³⁵⁾

1919年4月1日に早くも、金輸入統制が撤回されたが、金を輸出する権利に対する最初の法的制限は勅令によって課され、その後、その制限は1920年の「金銀（輸出）統制法」によって追認された。

(33) W. A. Brown, Jr., *The International Gold Standard Reinterpreted, 1914～1934*, New York, 1940, p. 31, P. R. Spiro, "Legal Tender", *Bankers Magazine*, Oct. 1952, p. 304.

(34) 1928年法第11条第1, 2項。

(35) Brown, op. cit., p. 683.

1919年9月に締結された協定にもとづいてN. M. ロスチャイルド&サン商会が南アフリカの全ての金鉱山のロンドン代理店に任命され、金をイングランド銀行に輸送した。そしてイングランド銀行は、受領後5週間以内に同商会に金を輸出する免許を与えていた。金にプレミアムがついているにもかかわらず、イングランド銀行は、規定の77シリング9ペニスの買入れ価格で買取り、純化した後に、再び、同じ価格でロスチャイルド商会に売り戻した。その後すぐに同商会は、最も高い価格を提示する者に転売するのであった。「イングランド銀行はこの協定によってイングランドの実際の金輸出入に関する詳細なまでの管理統制を行い、仲介機関として行動しながらも金の規定の購入価格を変更し⁽³⁶⁾なかつた。」1920年の「金銀輸出規制法」が制定されたのは、ポンドの市場価格が金やドルに対してディスカウントしている時に生じる大規模な金投機を阻止したいという想いであった。大蔵大臣スタンレー・ボールドウィンは、議会でこの法案の説明に際して以下のように述べた。「わが国で金を監視する責任のある人々が懸念している大きな危険はこの金投機である。もしわが国でいつでもまったく無秩序に金が蓄積されるままならば、金密輸の危険が断えず増大し、すぐに金鋳貨溶解の動きを生むであろう。今日、金鋳貨の溶解を防ぐ実際効果的な方法は、国内で金を入手しえなくすることである。もし密輸により金貨を溶解する者が国内で溶解された金を入手しやすくなるような何らかの緩和措置をとるならば、金の国外流出の危険は高まるであろう。」⁽³⁷⁾鑄造価格は変らず維持されたので、「イングランドでは輸出許可を受けた金とその他の金とははっきり区別されることとなった。」⁽³⁸⁾このことによって金本位制への復帰を待ち望むことができたのである。

(36) Brown, op. cit., p. 220.

(37) 「そのようなことが生じれば、われわれは金の支払を停止し不換紙券貨幣に逆戻りすることになるであろう。もちろんそうなれば未曾有の恐慌がこの国をおそうであろう。」(Baldwin, 136 H. C. 116, quot., Brown, op. cit., Vol. I, p. 221)。

(38) Brown, op. cit., Vol. I, p. 221.

議会は1931年9月21日に「金本位（修正）法」として知られている短い法律を通過させた。この法律によりイングランド銀行は1925年の金本位制で決められていた1オンスあたり77シリング10 1/2ペンスという固定価格で純金ほぼ400オンスの金の延棒を売り渡す義務から解放され、銀行券の金鋳貨での兌換や金の自由鑄造を終結させる規定も承認された。⁽³⁹⁾かつて経済学者にとって非常に重要であった平価が外国通貨に対して、金本位制下で動搖するという新しい時代の幕が切って落とされた。

人々の懐や、イングランド銀行や造幣局のカウンターから金貨が消え去り、非常に具体的で目に見える形での金本位制は存在しなくなった。鋳貨の溶解禁止により金輸出ができなくなり、イングランド銀行が金の事実上、法律上の唯一の保管所となり、国民が個々の海外取引のために金を利用できなくなった時、金本位制の均衡化作用は消滅した。金は貨幣の玉座からおろされ、対外勘定の決済のための単なる商品準備に追いやられた。紙券が貨幣の地位を奪い、国民はそれを法貨として受け入れることを強制されたのである。紙券通貨の価値や平価は、中央銀行家と呼ばれる一群の優秀な経済学者の自由裁量にゆだねられ、決められることになった。

第3節 第二次世界大戦とイングランド銀行券

「管理通貨制度を作り上げるためになおいくつかの措置が講じられ」⁽⁴⁰⁾、1939年2月1日の「通貨ならびにイングランド銀行券法案」によってイングランド銀行は、発券部がもつ金その他の資産をその時々の市場価格で評価計上することを認められた。このため銀行券流通額のうち保証発行部分を増やすことも議会の承認を受けることもなく、「通貨当局は、ポンドの減やそれに見合った金準備の評価増の副産物として、その額だけ多く銀行券の発行」を認められることとなった。「このことはこれまでのポンドの金平価の最終的破棄」であり、

(39) Ibid., Vol. II, p. 1023.

(40)(41)(42) The Economist, Jan. 7 & 14, 1939, Sep. 9, 1939, Feb. 17, 1940.

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

「あらゆる正統的とみなされてきたものの崩壊」であった。実際、「再評価された資産と銀行券流通額とのいかなる差額も、通貨当局の裁量にもとづく為替平衡勘定での金、キャッシュあるいは証券の移転によって埋めることができた。かくして銀行券の発行は、金準備とは独立して行われ、イングランド銀行当局は自分達が適當と考える銀行券流通額を供給することについて無制限の自由裁量権を与えられることになった。」

1939年の開戦にともないイングランド銀行発券部保有のすべての金は、事実上、為替平衡勘定に移され、それにつれて保証発行額の上昇が明らかになった時、イングランド銀行の自由裁量に再び制限が加えられ、銀行券発行制度に対する議会のきびしい統制が復活した。(前年38年9月に金1オンス140シリングの価格で、イングランド銀行は5億3800万ポンドの金準備をもち、為替平衡勘定は1億5200万ポンドの金を保有していた。) この措置の主な目的は、一国の金融制度を強化、集中し、対外準備を強めるため金をいつでも使用できるようにすることであった。「わが国の金の主要な機能はわが国の对外支払差額を決済することだということを、今一度、そしてすべての人々に」明白にすることであって、上記の措置は「資産としての金の概念の力点の変化を象徴しており、金は国際的債務を清算するために用いられるもので、もはや銀行券流通の背後(41)にある金準備としてとっておかれるものではないのである。」

為替平衡勘定保有の金量を定期的に公表することは、投機家に有利な情報が伝わらないようにするために、打ち切られた。「もし金がイングランド銀行発券部に保有されたままで、イングランド銀行からの振替によって平衡勘定を補充することが隨時、必要であったならば、平衡勘定の状態の明白な推測が可能となっていたろうし、また事実、そうした推測が行われてきたであろう。」実際、大蔵省の代理人としてその決定をただ遂行しているイングランド銀行から平衡勘定を独立したものとするために大蔵省の下部機関として為替平衡勘定を設立するひとつの主要な理由は、イングランド銀行が国有化されないかぎり、(42)
(43)秘密の保持が望ましいということであった。

20世紀になると人々は、銀行券発行額をもはや重要だとは考えなくなつており、保証発行額は、事実上、自動的彈力性を与えられていた。実際、エコノミスト誌が記しているように、いまや銀行券発行は一般的金融情勢の指標のひとつにすぎなくなつてゐるので、銀行券の過剰発行がインフレ圧力を生み出すことはできないと認識されるようになった。通貨管理の技術に関して言えば、銀行券発行の制限による抑制の時代はすでにかなり前に終っていた。

保証発行額の最大を2億6000万ポンドに固定した1928年の「通貨ならびに銀行券法」が、何故に（6ヶ月を越えない段階ごとに）2年を最大期限として、イングランド銀行が保証発行額を引き上げることを認める権限を大蔵省に認められたのかは、以上のことから説明される。しかしそれ以上の金額の引き上げは、議会の特別な承認を必要とした。戦争がはじまり、保証発行が漸次増加せざるをえないことが明らかになると、大蔵省は広範な権限を認められ、この2年という制限はともあれ停止された。従って、1953年12月5日のエコノミスト誌によると、戦前の3億ポンドという基礎レベルから16億ポンドの水準に達する保証発行額の全体的な上昇には、何らの議会の了承を取りつけることもないまま大蔵省の裁量だけで行われたのである。

イングランド銀行は、保証発行の弾力性の増大から得た利潤の取得は一錢も認められなかった。⁽⁴⁴⁾ 1928年法は、事実、1844年法の保証発行額の制限を一時的に停止した大蔵省書簡と同じように、発券部のすべての収益は国庫に払込まれるべきことを規定していた。これらの収益は発券部が保有する証券からの純所

(43) R. S. Sayers, *Modern Banking*, 3rd ed., 1951, p. 170, 三宅義夫訳『現代銀行論』東洋経済新報社, 1959年, 170頁。

(44) The Economist, Sep. 3, 1938 & July 31, 1943.

発券部から国庫に振替えられた収益（単位、1000ポンド、3月31日末）

1929年	553	1934年	2660	1939年	0※
1930年	2420	1935年	2755	1940年	6078
1931年	6211	1936年	1448	1941年	8893
1932年	3109	1937年	985	1942年	7637
1933年	11423	1938年	0※	1943年	9071

※1938, 39年は、大蔵省証券にキャピタル・ロス発生のため。

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

得からなっていたが、定期的な再評価損益のすべてが勘定に加えられたものである。さらに1939年2月28日の「通貨ならびに銀行券法」以来、発券部のもつ金準備は毎週、評価変えされ、その評価変えによって生じた損益は為替平衡勘定との間で振替えられていた。

1952年2月に政府は、銀行券発行に対する議会の統制という戦前の原則を復活する法案を導入しようとした。⁽⁴⁵⁾「少くとも通貨の脈搏をとるという戦前の権限を議会に回復させる必要がある。しかし、この大蔵省の最初の努力は議会のかけ引きの混乱にまきこまれ、法案は第一議会で頓挫してしまった。」1953年12月3日に再度同じ法案が提出され、1954年には法律となった。1954年法と1928年法との相違は、基本となる保証発行額の限度が高くなっただけである。すなわち、1928年3億ポンド、1952年法案では14億ポンド、そしていまや1953年の提案では15億7500万ポンドと。1928年法におけると同様に、2年以内という期間で大蔵省はイングランド銀行の要請にもとづき、6ヶ月を超えない期間について有効な、しかし同様に更新しうる指示にもとづき保証発行額を上方にも下方にも変更することができる。かくて、毎年のクリスマス期の通貨膨脹に何らの支障もなくなり、1930年から1950年まで年平均5.5%の伸びがみられた。

イングランド銀行券の輸出入を統制しなければならなかったので、1939年の後半に為替管理が導入されて以降、民間の地金輸送ばかりでなく、イングランド銀行券で行われた海外取引の比率は大きく低下した。⁽⁴⁶⁾

他方、1939年の開戦に伴い、銀行券流通額の急騰がみられ、巻末付表にみられるように戦争の終結までつづいた。⁽⁴⁷⁾興味深いことは、財政支出の増大やインフレーションもそれと同じ比率で生じなかつたことである。これらの間に対応

(45) The Economist, Dec. 5, 1953; Feb. 9, 1952; Sep. 1, 1945; Defence (Finance) Regulation 7AA (SR and O 1941, No. 1199 as amended by SR and O 1945, No. 1001).

(46) On August 25 & Sep. 3 & 21 & Nov. 21, 1939; The Economist, Dec. 9, 1939.

(47) The Economist, Oct. 1, 1938, Nov. 15, 22, 29, 1941, Oct. 17, 1942.

関係がみられなかった理由を考察することも興味深い。

1914年のパンク・ホリデー中にみられた現金の逼迫を記憶している人々の間で、1938年に銀行券の退蔵がはじめてあらわされた。株式銀行もまた起るかもしれない現金の取付けにそなえ、自行の準備金を積みました。幾分、用心から現金の退蔵は戦時中、ずっとみられたのである。

戦争による通貨の必要額は増大した。軍隊への支払、後には高給なアメリカ軍隊への支払、将兵の宿舎手当、公務員の新規雇用の増加、賃金の上昇、婦人の雇用、家族の分散、子供やその他の人々のロンドンからの疎開等々、戦争から生じるすべてこれらの、またその他の結果から、銀行券供給の増加が求められたのである。さらに小売業の正常な経路が混乱し、掛売りや小切手支払は現金払いに取ってかわられた。また物資の欠乏や配給制のため、賃金収入で暮している家計（一般に銀行勘定をもたない）ではあがった所得のすべてを支出するのがむつかしくなった。

商取引に小切手よりも現金を使うことが目立って増え、かくて、一時的ではあれ、イギリス銀行業の長年の発展は逆転することになった。銀行営業時間の短縮、多くの支店の閉鎖、田舎での支店開設の減少等により、銀行ファシリティの多くが削減され、預金の預け入れや引き出すファシリティが減ることとなった。旅行の手だての制限や特にますますきびしくなる石油の配給等のため、田舎やマーケット・タウンの農民や商人達の多くは、これまで以上のキャッシュを保有せざるをえなくなり、また銀行に預け入れるまで現金をもっている期間もこれまでよりも長くならざるをえなかった。人口の大部分は俸給生活者から賃金稼得階層に代り、これまで月毎に小切手で支払われていた事務職員は、軍需工場の労働者となり、週毎に現金で賃金を受けとるようになった。闇市場や、1ポンド当たり10ペニスの所得税をのがれるため取引高をごまかそうとして商人達によって行われた何らの証拠もあとに残さない現金取引は、1941年11月のエコノミスト誌によれば、現金使用の増大に寄与する小さな要因にすぎないとみられていたが、その後、そうしたことが大きな要因とみられるようになっ

た。

「郵便為替が一時的に完全な法貨の地位についたが、これは、戦争が始まる
ば数日のうちに通貨の発行や送金の通常の機構が少なくとも部分的に麻痺する
であろうと考えて、予備的措置として開戦のかなりまえに決められていた。もし通常の機
構が働かなくなっていたならば、かなり大きな便益が」、全国の郵
便局で利用しうる郵便為替通貨制度から生じることになったであろう。郵便為
替は開戦とともに一国の流通手段となり、手数料を免除された。かつて第一次
大戦期、郵便為替が使われていたが、間もなく、それが通貨膨脹の隠れた方法
でないかという曖昧で、全く正当化できない疑いをかけられた。実際のところ、
郵便為替が法貨たる属性を失い、手数料も再び徴収されるようになった1939年
12月21日、流通額は300万ポンドを僅に超える程度であったので、郵便為替に
大きな責任があるとは思えない。

すでにみたように、銀行券が使われる取引は、銀行券の輸出を禁じた為替管
理のために制限されていた。1945年8月22日、イギリスの諸銀行券の再輸入は、
同様な禁止規定を設けたアイルランド共和国からの場合を除いて禁止されてい
(49)た。「敵国に占領されたフランスやその他の地域でかなりの額のイングランド
銀行券が保有されており、それゆえ、それらは敵国の手中に落ちているであろ
う」と大蔵省は説明している。すでにエコノミスト誌も、被占領国では個人の
金庫が開かれ、同盟国や中立国の通貨や有価証券が徴収されているが、敵国に
それら戦利品の一部を換金させないことが特に重要であると強調している。從
来、外国の銀行が押収されたイングランド銀行券を取引するのは自由であった
し、彼等の自由ポンド残高が保有されているイギリスにそれらを送金するのも

(48) The Economist, Nov. 25, 1939 & Dec. 30, 1939. 郵便為替の手数料はたびたび引
き上げられ、1951年以来、以下のとおりである。6d.～1S: 1d., 1S6d～5S; 2 1/2d.,
6S.～2/S.: 3d., 40S: 6d.

(49) The Economist, Aug. 23 & 31, 1940, Feb. 19, 1944, 敵国が現金化するのをふせ
ぎ、また資本輸出を抑えるために無記名証券の輸入にも同様な規制が加えられた。

自由であった。新しい規制の下では、中立国における善意のイギリンド銀行券保有者は、ある特定の短い期限内において、彼等がもつイギリンド銀行券をイギリスへ送付するファシリティを与えられた。幾分、政治的考慮もみられたが、郵便消印の有効日時は、地理的事情に配慮し、はっきりと定められていた。例えば、ポルトガルには送金許容日数はルーマニアよりも数日長かった。海外からの旅行者は、10ポンド以上のイギリンド銀行券をイギリスに持込むことを認められなかった。

その後、ロンドンのイギリス当局は、イギリンド銀行券の少額しか退蔵していない保有者が苦境にあるという世界各地からの多くの訴えに直面した。彼等はあれこれの理由から、再輸入禁止期限以前に送金するのに間に合わなかつたのである。エコノミスト誌は次のように語っている。「銀行券はともかく退蔵されているのであるから、もし戦争終結まで退蔵され続けるならば、その退蔵者は何ら被害をこうむらないし、不利でもなかろう。イギリンド銀行券再輸入の禁止措置は、何も支払を拒否しているのではないのである。戦争が終れば禁止措置は撤回され、銀行券は正当に受け入れられ支払われるであろう。」……「このような措置をとるとかならず、イギリンド銀行券の闇市場が発展してくる。そのような闇市場の発生はわが国の通貨史ではじめてのことであろう。こうした事態が生ずるのは少々残念なことであるが、たいしたことではない。……敵国がフランスやオランダ・ベルギー・ルクセンブルグ地方への侵略によって手に入れる戦利品の一部を換金しようとするのを阻止するのに、これ以外満足な方法は考えつかないであろう。」……「旅行者によってこの国に持ち込みが認められる小額のイギリンド銀行券に対する合法的な需要によって、市場は完全な闇市場になることから救われるであろう。その需要は小さいが、イギリンド銀行券の交換価値を下支えする一要因となろう。」価値を下落させる諸力は、以下の「不確実さの程度の異なる三つの要因」から生じる。「すなわち、戦時の固定された金利、戦争の成行き、戦争終結時のポンド相場。」「外国市場でイギリンド銀行券が大巾に減価すれば、それは不当に入手した

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

利得の一部を売却しようとする敵国の必死の試みを示すにすぎないであろう。そのような減価が生じようと、非スターリング地域とのわが国の商業的取引や金融的取引には、何ら攪乱をもたらす要因とならないであろう。なぜならば、そのような取引にイングランド銀行券はそれほど入りこまないからである。」為替管理の効果を明らかにするのに、もっとも広範に存続している自由市場で銀行券がどのような相場で推移していったかをいくつか例を示すことは興味深い。しかしながら銀行券の相場は、闇市場での手形や外国為替の相場と混同するべきではない。

チューリッヒにおける銀行券の相場

公定相場	スイスフラン				ポンド・クロスレート 1943年11月	
	1942年		1943年			
	高値	安値	2月	11月		
ドル	4.30	3.80	2.20	3.55	3.05	3.21
ドル（高額面）	—			3.87	3.29	2.98
ポンド	17.30	13.00	6.00	12.40	9.80	—
フラン（仏）	0.061			0.0172	0.0172	570.00
ライヒスマルク	1.725			0.15	0.1225	83.00
フラン（ベルギー）	0.70			0.035	0.045	217.00
ギルダー	2.30			0.55	0.225	43.55
ソラ	0.2267			0.022	0.0172	570.00

エコノミスト誌はこの相場について以下のように論評している。「イングランド銀行券は自由に本国に送付できないが、各々自国通貨に転換され、ついでスイス・フランに換えることができる。たいていの場合、このような二重の転換の影響を相場の中に認めねばならない。ポンドやドルの銀行券の購入は、おそらく大部分、投資目的で行われている。」

銀行券で支払われる割合を低下させたいまひとつの要因は、大額面券の回収⁽⁵⁰⁾であった。1943年4月末、大蔵大臣は、イングランド銀行が大蔵大臣との合意

にもとづき、今後10ポンド及びそれ以上の額面のイングランド銀行券の発行をとりやめ、すでに発行されているそれら銀行券を機会のありしだい回収すると提案していると議会で言及した。その後、1945年5月1日、これら大額面イングランド銀行券が法貨をやめる措置がとられた。⁽⁵¹⁾しかし、大額面の銀行券は、イングランド銀行の債務であり、イングランド銀行はそれらを低額面銀行券と交換し続けた。

1931年、10ポンド銀行券ならびにそれ以上の額面銀行券（£20, £50, £100, £200——発行は1928年に中断されていた——£500, £1000）は、銀行券総流通額の15.8%を占めていた。この比率は1938年に23.2%にまで上昇した。明らかにこれは大陸、特にフランスでの通貨混乱のためイングランド銀行券の退蔵が増えた結果である。ただ通常、大額面券の大部分は、銀行準備として、あるいはスコットランドやアイルランドの発行銀行券のための準備金として保有されていた。これまで毎年、行われてきた流通銀行券の平均額面の公表が1938年に中断されたので、£10およびそれ以上の大額面券の回収によってどれほど銀行券流通が縮少したかは定かではない。しかしイングランド銀行の1952年の年報によれば、「回収されていない8枚の200ポンド券を含め、4215枚の5ポンド以上の銀行券が流通していた。」⁽⁵²⁾

通貨当局が大額面銀行券に反対する理由は種々あった。1943年、議会が大蔵大臣によって言明されているように、⁽⁵³⁾もっとも重要な理由は、海外で流通して

(50) The Economist, May. 1 & 8, 1943; July. 10, 1943; Feb. 3 & March 31, 1945; Feb. 2, 1946, cf. The Economist, Oct. 26, 1940 は以下のことについて言及している。1920年、大蔵省は準備金用に5シリングの“Baby bank note”を印刷したが、最近、2シリング、2シリング6ペニス、5シリングのノートの印刷を行っている。これについてエコノミスト誌は、それらの流通速度が大きいことから、銀貨と同じようにコストが高くつくと考えている。

(51) イングランド銀行は、1945年1月の勅令で1ヶ月の予告の後、そのようにする権限を与えられた。同行は、すでに1928年の「通貨ならびに銀行券法」によって10シリング及び1ポンド銀行券に関しても同様な権限を与えられていた。

(52) Peter R. Spiro, “Legal Tender”, The Bankers Magazine, Oct. 1952.

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

いる銀行券を隔離し、為替管理にもとづき銀行券輸入に課した一般的禁止を強化することによって、「為替管理を破ろうとする者に一層の障害をおく」ことであった。戦後、為替管理を維持しながらも郵便物の検閲を緩和しようとした時、その必要性は、依然、大きかった。大額面券の回収は、とくに食料品の闇市場の取引や「商人や専門職の人々」による課税逃れを抑制する働きをした。「彼等は、取引の大部分をキャッシュで支払い、帳簿を適当にごまかすことによって、さまざまな程度に虚偽の所得税申告を行うことができたのである。」

この措置のいまひとつの大きな目的は、戦時、ドイツで行われた大量のイングランド銀行券の偽造で生じた危険に対処することであった。それら偽造銀行券は小額であるが、すでにイギリスへ秘かに持込まれていた。この犯罪を直接取り締まらなくとも、大額面銀行券の供給を減らし、その受け払いをしにくくすれば、犯罪者の狙いはそれだけ難しくなった。実際、かなり大量の大額面銀行券が1943年以降、しばしば競馬などのノミ屋のような何の証拠も残さない不正でいかがわしい経路を通って、しかも30%にも及ぶディスカウントを受けてイングランド銀行に還流しつつあった。1000ポンド銀行券が700ポンドか800ポンドでしか流通しなかったという事実は、「非常に大きなうしろめたさや不完全な市場、あるいは恐らくその両方のあらわれである。」

1946年末、大陸のイングランド銀行券保有者やイギリス国内の闇業者は、イギリス当局が銀行券交換に関するヨーロッパの先例に追随しそうであると聞き驚いた。スタッフォード・フィリップス卿は、当局が「いま流通している銀行券を置き代える処置をとるつもりはない」と説明することで、その主旨の質問に巧妙に答えた。このため「闇屋の連中」にあれこれ憶測させることになった。しかし、すでに「慎重に選ばれた仲介者を通してかなり大量の銀行券がイングランド銀行に払込まれている兆候」がみられた。「彼等仲介業者は、頼まれて代行する人々の取引を無事に包み隠しとおすことができたのである。」

(53) 大臣は、取るに足らぬ不明確な動機への言及からはじめ、それらの措置が「銀行券発行とその取扱いを簡素化する」とのべている。

実際、イングランド銀行はこれまで銀行券の支払を拒否したことはなかった。
 「支払いを約束する」(I promise to pay) という言葉は神聖不可侵である。⁽⁵⁴⁾

「例えば100年、200年もの間、兌換請求されないまま保有されつづけていた銀行券が、時折、呈示されることがあるが、正当なものであれば支払われる。」⁽⁵⁵⁾

1946年2月に、1944年9月2日以前に発行されたイングランド銀行の5ポンド券が回収され、法貨でなくなった。流通銀行券のこの大きな部分は、金属の線が入ったより厚い紙に印刷された同額面の新札に置き代えられた。5ポンド券を廃止したり、法貨としての性格を奪うといったことは、何らなされなかつた。「なぜなら、5ポンド券は銀行券流通の不可欠の部分であり、法貨としての質を失うことは、全く適法に、そして長い間の伝統によって、その取引を現金で決済してきた商人や農民に不便をかけることになるからである。」⁽⁵⁶⁾

銀行券流通額の増加テンポは、大額面銀行券の回収のためスローダウンした。⁽⁵⁷⁾ 強力に推進された「勝利のための貯蓄」運動は、また銀行券流通額を減少させるのに寄与し、同様に空襲で多額の銀行券が焼失しつつあった時期であったから、多額の銀行券の退蔵にブレーキをかけることになった。戦争が終ってみると、万一の場合を考えての銀行券の退蔵や闇市場での取引や婦人の雇用のような、現金の必要を異常に大きくした一時的要因の影響力は、消え去ったのである。

(54) ファイナンシャル・タイムズ紙のシティ編集者から筆者への書簡（1953年12月18日付）。

(55) イングランド銀行の出納長から筆者への書簡（1954年2月1日付）。

(56) cf. The Economist, Feb. 9, 1952, Dec. 5, 1953, Feb. 3, 1943.

(57) The Economist, Dec. 6, 1947, July 10 & 31, 1943, Dec. 30, 1950. 破損した銀行券に関する支払については残片から額面が確認されるか、あるいは5ポンド以上の額面の場合には銀行か保険会社かの保証で宣誓供述書での宣誓により金額が示されるならば、その請求はイングランド銀行で受理された。

スコットランド諸銀行は、額面1, 5, 10, 20, 100ポンドの銀行券を発行しているが、これら銀行券は法貨ではない。

終章——結論——

1694年から1954年に至るイングランド銀行券流通の展開は、貨幣制度が絶えず進歩してきたことを示している。すなわち、時に量目が不足し何かとやっかいな銅貨や様々の人に様々な額面で様々な期限で振出された為替手形から、発券独占や法貨といったまさに特権的な貨幣のあらゆる需要をもった銀行券発行に至る進歩を示しているのである。この進歩はいまも続いているが、しかし、いまや支払いのかなり大きな部分は銀行券では行われず、より便利で経済的な制度である銀行預金によって行われている。銀行預金を法貨とするなどということは論外であるが、この制度は、為替管理が続くかぎり海外支払の場合の唯一合法的手段であり、また大きな金額の支払のための唯一、便利な貨幣形態である。

本書の課題は、何故に法的かつ行政行為により銀行券が銅貨にとって代るに至ったかを明らかにすることであった。それは自発的な人間の干渉の結果なのか。それは貨幣制度を改善しようとする人間の意識的かつ合理的な関心とともに生まれたものであるのか。それらの措置は、まちがった経済的関心、あるいは得られた結果とは違った経済的目的から由来したものだろうか。あるいは、全く何らの経済的関心もなしにとられた措置なのであろうか。

1696年の大改鑄の頃、良貨が大変不足していたが、当時、そのような事態を銀行券発行の制度によって改善しようといったことが示唆されたことはなかった。イングランド銀行券は、フランスと交戦状態にあった政府が1694年の歳入法 (Ways and Means Act) の一条項によって一種の予算上の方策として創出されたものである。イングランド銀行設立計画が失敗した場合には他の条項で、年金による借り入れが決められていた。イングランド銀行には何ら発券独占は認められていたわけではなく、例えば古くからの金匠、短命だった土地銀行、さらには国庫といった様々の組織が発券を行い、イングランド銀行と競合していた。何人もイングランド銀行券の受領を強制されていなかったので、イングラ

ンド銀行券は最初の10年間、ディスカウントしていた。この点、大陸での先例はロンドンでは何ら注意をひかず、そのためイングランド銀行の制度に取り入れられなかつた。1745年のスコットランドの反乱のためイングランド銀行は倒産という切迫した危機にさらされた時、イングランド銀行券をあたかも法貨であるかのごとく授受することに合意し署名した民間の商人やイングランド銀行株の保有者の共同行為によって、イングランド銀行は救済された。同様な合意は、フランスとの開戦4年後、イングランド銀行が铸貨支払を突然、停止せざるをえなかつた1797年にも、ロンドンとマン彻スターで一致して組織された。こうした合意は1890年恐慌の折、マーチャント・バンカーのペアリング商会を救済すべくシティがイングランド銀行に支援することの合意に似ていなくもない。

イングランド銀行は、自行銀行券で铸貨を置き代えようとする野心をほとんどもつていなかつたので、1759年まで額面15ポンド、10ポンド券を発行したこととはなかつたし、1793年の対仏戦争の勃発まで5ポンド銀行券を発行したことにもなかつた。1797年、金貨が姿を消した時、銀貨やジョージ3世の肖像で飾られたスペイン・ドルの緊急発行とともにイングランド銀行は一時的に1ポンド券の発行を強制された。⁽¹⁾

1797年から1819年までのイングランド銀行の正貨支払停止の時代は非常に興味深い。実際、イングランド銀行券が金との強い結びつきを断つて発行されたのは、イングランド銀行券がはじめて発行された1694年以来、この時が初めてのことであった。この時はじめてイングランド銀行券は、支払いを繰り延べられながら本位貨幣として通用し、その結果、銀行券が流通手段として铸貨にとって代つたのである。

1797年2月の正貨支払停止の勅令は、まったくの緊急措置であった。時々みられていた金の国内流出がフランス軍の侵入による恐慌で悪化したこと、貿易

(1) E. Cannan, The Paper Pound, 1797~1821, 1919, xxx, ref., Mertens, op. cit., p. 68, Andreades, op. cit., p. 202.

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

収支の逆調、積極的な貸付政策から引締め策への逆転等が支払停止の原因であった。正常な正貨支払への復帰には数ヶ月しかかからないだろうと思われていたが、しかしまた、正貨支払が停止されていなかったならば、当時、イングランド銀行は戦争のために必要な政府貸付を行いえなかったであろう。このため正貨支払の再開を勧告した1811年の地金委員会報告は、議会で経済的ナンセンスと政治的日和主義の結びついた理由から拒否された。正貨支払の停止は長期的計画から構想されたものではなかった。政府も議会も不換紙券通貨を永久に打ちたてるつもりはなかった。最初の9ヶ月間、議会は戦争が継続する間の支払停止を認めなかった。「限られた期間」支払停止の継続を認めぬ法律が11回も議会で更新された。イングランド銀行の経営の健全性が当局の声明で強調された。イングランド銀行は正貨支払を再開する態勢を維持し続けたが、政府が支払再開に反対した。しかも正貨支払の禁止は多くの例外を認めていた。かくして銀行制限期が長期に続いたのは、主に偶然からだと言える。不況と失業を懸念するトーマス・アトウッドのような少数の力のない不満分子を例外にして、当時の経済理論家の大部分は、不換紙券通貨の永続化を擁護していなかった。ソーントン・ホーナー、ハスキソン等は、地金報告の中で兌換こそが紙券通貨の過剰を防ぐ唯一の保障であると書いていた。彼等は、「全く一時的措置にすぎない」正貨支払停止が「長期的な戦争遂行手段」という性格を与えられたことを遺憾とした。彼等は、戦争の終結の如何にかかわらず2年後の正貨支払再開を勧告したのである。

銀行券の減価が1810～11年に最大になるまでに、イングランド銀行券は「事実上の」法貨となっていた。政府はイングランド銀行券で支払を受けとり、自己の債務支払にもイングランド銀行券以外を用いなかった。民間の人々も銅貨で支払いを受ける権利を法的に保障されていたにもかかわらず、そうしようとはしなかった。なぜならば、事業家や銀行家の多くは、銀行券の減価が大きくなかったので、銀行券を授受しようとしたし、また、例えば（法貨で支払わない——訳者）債務者の逮捕といった債務を支払わせる若干の法的手段が停止さ

れていたからである。議会はどのような形ででもイングランド銀行券が法貨であると認めることを慎重に避けていた。イングランド銀行券の受領は、人々の意志に委ねられるべきだという原則を強く支持した。それは銀行券の減価に効果的な抑制と、インフレーションに対する責任に政治的警告を与えるものと考えられたからである。しかしこの原則が実行に移されていたならば、金を基準にした銀行券での価格の調整は、これまでのすべての契約の額面金額をただちに増加させることになり、さらに政府に同じ購買力を与えるにはインフレーションの進行が必要になり、価格のスパイラルを押し上げることになっていたであろうが、こうしたことを当時、人々は明白に認識していなかった。法貨のこの経済的側面は無視されていた。

1811年、金支払を求める動きが広がってきた時、議会は、鑄貨で支払わせる手段でなお残されているあらゆる法的手段を停止し、減価した銀行券を延べ払いの一時的な基準として強制するというスタンホープ卿により立案された法律を可決した。この法律により銀行券は暫定的に「法律上」も法貨となつたが、しかし、支払いが繰りのべられた通貨の価値がフランスのアッシニア紙幣のように戦時政府の全くの思いのままになるという印象を国民に与えないように、「法貨」という言葉は注意深く使われなかつた。流通からすべての鑄貨を追い出し、イングランド銀行券を唯一、入手しうる法貨とすることを、立法者が意図しているわけでは決してなかつた。短期の时限立法が11回も更新された時には恐らく予測をしていなかつたであろうが、そうなるのは避けがたいことであつた。

再度、恒久的に不換化した紙券通貨を限られた少数の聴衆の前で擁護していたアトウッドやその他異端の貨幣論者を例外とすれば、イングランド銀行券を恒久的に法貨にしようといふかなる提案もみられなかつた。ソーントンはこの問題に言及すらしていない。地金委員会報告の中でただ間接的にこの点に関して言及されたことは、地方銀行が正貨支払再開後の一定期間にかぎつて、法貨たる鑄貨に代つてイングランド銀行券で自己銀行券の支払いを行うことを許

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

されるべきだということだけである。リカードゥだけは当時の支配的見解から一人離れて独自の見解を示した地金主義者であるが、彼は兌換銀行券を恒久的に法貨にすべきであると勧告した。しかしながら、そうすればどれほど銀行券による鑄貨の代替がすすむかという点に関しては、あえて語ろうとはしなかった。金属通貨への選好と、銀行券が不正に操作されるのではないかという疑惑がイギリスでは非常に大きかった。

鑄貨が徐々に退蔵され輸出されつつあった1797年に、小額面銀行券の発行を一時的に認めざるをえなくなった。このことは11度にわたる短期の時限立法の更新によって行われ、そして最終的には小額面銀行券の回収は、正貨支払再開2年後と決定された。しかし最終時点の1822年になってみると、きびしい金融逼迫に直面し、小額面銀行券の回収は、議会でもイングランド銀行とも論議を尽すことのないまま予想外の法律によってもう10年間延期されることになった。これはイングランド銀行の方針と一致しなかった。イングランド銀行は、前年に小額面銀行券の発行をやめ、さらに1823年には地方銀行の小額面銀行券の領域を埋めるべく蓄積されてきた過大な金準備を保有していることに突然、気づいた。その頃、金は、貿易収支の順調とイングランド銀行の抑制的な政策の結果、思いがけず流入しつつあったのである。政府からの圧力、小額面銀行券に対するイングランド銀行理事達の嫌悪、頻繁にみられた小額面銀行券の偽造などがすべて、イングランド銀行の政策に影響したにちがいない。小額面銀行券が回収されたのは、イングランド銀行発行の小額面銀行券に対する一般的な不信からではなかった。それどころか、イングランド銀行の小額面銀行券は、金と同様に、あるいはそれ以上に喜んで受けとられていたのである。

イングランド銀行の小額面銀行券の回収は、時機を得なかっただけでなく、誤解をまねく措置であった。流通している小額面銀行券はもっぱら地方銀行のものばかりで、彼等は往々にしてあらゆる方法を使って自己銀行券を流通界に押し込もうと考えており、無責任で支払能力も不十分であった。小額面銀行券の善し悪しを区別することは難しかった。なぜなら、小額面銀行券を使う人々

はおおむね無知な階層に属しており、またそれ以外の人々の場合でも額面が小さいことや保有している期間が短いこともある。小額面銀行券にそれほど注意を払わなかったのである。あらゆる地方銀行券は、いったん取付が始まれば、すべて等しく受け取られなくなった。

イングランド銀行ならびに他の銀行によって発行される小額面銀行券のいまひとつの欠点は、小額面券が受けとられているかぎり、過剰に発券している銀行の準備が枯渇することがないということである。たとえディスカウントされていようが、小額面銀行券は大額面券よりも長期間、進んで受けとられる。なぜならば、小額面銀行券を使う一般の人々は、代りに銅貨で支払を受けたら入手しうるプレミアムにはあまり気づかないであろうし、また人々はそんな小額には興味を示さないからである。後に、銀行券のディスカウントは一層きびしい銀行の取付をもたらすことになる。1820年代以来、金紙混合流通が純粹金属流通の増減に自動的かつ正確に照応するように、銀行券と共に流通する銅貨の比率を大きくする必要があると考えられてきた。この考えは、かつての地金主義者の学説にもリカードの提案にもみられなかったものである。これは通貨学派の初期の学説であった。

小額面銀行券の弊害について完全で明解な分析は決してみられなかっただし、また1825恐慌の原因だと批判され、小額面銀行券が廃止された時ですら、そのようなものはみられなかった。議会による調査も、小額面銀行券の信用度やその効率についての議論も、また小額面銀行券を改善しようとする動きもみられなかった。二・三の一時的な措置がとられたことを除けば、偏見につつまれ、そのまま放置されていた。政治的決定に通常みされることであるが、相互に関係のない事件や一時的にみられた条件が制度の長期的な将来の発展を決定したのである。同じく残念なことは、ソーントンや地金委員会報告による小額面銀行券に対する批判が表面的なものにすぎず、他方、アトウッド等一派も小額面銀行券の法貨化を擁護しながら、小額面券への批判に対しては沈黙を守っていたことである。イングランド銀行が発行する大額面や小額面の銀行券を法貨と

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

し、鑄貨と置きかえるというリカードゥの地金計画は、少しは詳しく議論しているが、小額面銀行券に対する主な反対論に完全に答えることはなかった。銀行券は商人間の高額の支払手段としてのみ機能すべきだというアダム・スミス以来の信念が、銀行業のリスクに誰れも強制的にまきこまれることはないという感情とともに生き残っていたのである。

ソートンやリカードゥは彼等の著書の中で銀行券発行の集中の進展を望ましいと考えていたことが認められる。発券集中は、金準備を集中することにより発券銀行の流動性を強化し、貨幣量の一層自由で適切な管理を可能にし、一国の金準備を節約させる。だが、銀行制限条例期に地方銀行券をイングランド銀行券で置き代えることを意図した措置は何ら措られなかった（ただ、地方銀行の小額面銀行券が1826年に廃止された時、鑄造量が増やされたにすぎない）。従って、その時期にたまたま地方銀行券に比べ、イングランド銀行券の重要性が高まった。当時、イングランド銀行券は唯一、入手しうる法貨であったし、地方銀行の準備金として大量に保有されてるようになっていた。責任ある政治家や銀行家がリカードゥの地金本位制案を拒否する論理的経済的理由は何らなかった。ただ伝統を重んじる保守主義と無関心がそうした計画の採用を100年以上も遅らせることになったのである。その計画が採用されていたならば、19世紀の深刻な通貨混乱の大部分は避けられていたであろう。その当時の一流の理論家達は、銀行券が近年ますます使われるようになったことに気づいており、またその金節約の効果についても高く評価していたし、それほどでないにしても銀行券が与える弾力性を評価していた。だがしかし、彼等の誰ひとりとして、こうした事態をもたらした漸進的な法的措置を分析しなかった。正貨支払が再開され、銀行券から金への逆転が生じた時、正貨支払再開がインフレーションを抑え、過去25年間、イギリスの貨幣事情を悩ませてきたあらゆる不明瞭な欠点をすべて終結させるという事以外の経済的諸結果を予測することはなかったのである。正貨支払の再開によってイギリスが国際貿易の不安定性に翻弄されることになるといったことは考えられてもいなかった。この点についてはその

後の通貨学派は完全に誤ることになる。

鑄貨が額面どおりの価格で入手できなくなり、その結果、銀行券が不換化する事態に至らないために、大量の鑄貨は、ただ貨幣の国内供給に対する国際的金移動の自動的かつ即時的に照応した動きを獲保するためだけではなく、非常にきびしい引締めを避けるための不可欠の第2線準備としても、きわめて重要であると考えられていた。イングランド銀行による統制は不必要であり、危険かつ高価につくとみられていた。こうした考えは、ソーントンやピール、さらにパーマーもその一員であったイングランド銀行の理事達によっても共有されていた。彼等は、1826年的小額面銀行券の廃止、1833年法における法貨規定の制約、さらに地方銀行券の漸進的排除や1844年の無準備保証発行銀行券の発行限度額の設定等を示唆したのである。

銀行券発行を抑えようとするこれら法律のネットワークは、貨幣取引に使われる鑄貨の比率を高めることでその目的の一部を達成した。

他方、この法的ネットワークは、同時に他の国々以上に預金通貨の比率を上昇させた。この点について立法にかかわった人々は予想もしていなかった。彼等は1820年代、30年代の諸理論によって導かれていた。まさにその時期に、銀行預金は銀行券と等しく重要になりつつあった。預金が実務家の実際の経験レベルから理論家達の理論的枠組みの中に論理的位置を得るようになるには、時間を必要とした。貨幣理論が革命的天才の不在に悩んでいた時代には、特にそうであった。こうした発見やその理論的意義が成熟した政治的グループの知性と計画にまで到達するには、なお一層の時間を要したのである。理論の伝達が金の輸送と同様に緩慢で、ロバート・ピール卿がローマから帰国するのに、ジュリアス・シーザーと同じくらいの時間を要したといわれた時代には、貨幣経済の新理論がアダム・スミス流の地金主義者や通貨学派に打ち勝ち、十分に成熟するには、まるまる一世紀という時間が必要であったように思われる。したがって、当時、銀行預金の意義は認識されることなく、銀行預金を銀行券と同じように規制する提言がなされることはなかった。しかも、銀行券の削減を相

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694~1954年』(V)

殺する銀行預金の拡張は予想もされなかった。預金のその時の、及びその後の意義を認識していた洞察力のある少数の人々ですら、銀行預金を統制することの実務的な困難や、こうしたラディカルな提言に対する政治的反対を恐れて、銀行預金の統制を弁護しようとはしなかった。恐らく銀行券発行に対する統制ですら、すでに全貨幣制度に対する十分なブレーキになっていると彼等には思われたであろう。一般的に言えば、通貨学派の理論の忠実な解説者であった1844年法の立案者達は、小切手の意義と将来の拡張を過少評価していたのである。

周知のことであるが、1844年法の諸規制は法の主な目的を達成できなかっし、金の短期の出入りに通貨の全動向を従わせることは事実上、不可能であるばかりか、有害であり、しかも国内金流出から生じたきびしい金融逼迫を銀行業務の縮小によって一層、悪化させたと思われる。絶対に誤りのない金融政策などはなかったし、銀行政策は依然、経済組織に時ならぬ拡大や縮小の刺激を与えていた。イングランド銀行の中央銀行としての力と認識が徐々に発展しつつあった。しかしイングランド銀行を他の民間銀行と同様に金本位制の自然的法則による即時的かつ自動的な統制に服せることを目的とした1844年法のために、中央銀行業の発展は、若干、遅れることになった。1844年法によって抑えこめると考えられた弾力性は、銀行制度が新しい制度的枠組に自らを適応するようになると、間もなく蘇ってきた。いくつかの新しい環境がこのことに寄与した。すなわち、(1)恐慌になれば、いつもの大蔵省書簡が必要な最後の貸し手を保証するであろうという予想、(2)国内・国外への金移動に対するイングランド銀行割引率の効力の増大、とりわけ(3)実業界が銀行預金を貨幣として喜んで受け入れるようになったこと。1844年法は、時代遅れな原理にそって忠実に創り上げられた法が目的を達成できず、予想もしなかった結果を生みだすこととなった典型的な例と言えよう。

ナポレオン戦争期の経験と理論でもって練りあげられた理想を手本としたこのような制度的枠組は、人々が新しい戦争の衝撃から生まれた新しい経験に出

会うまで、そのまま変ることなく続いた。2回目もまた同様になりゆきまかせなやり方から、铸貨が流通から消え去り、小額面券がその場所を占めることになった。以前にもそうであったが、今度の一時的大変動期においてもこの事態を無期限に続けようという意識的な計画は何らみられなかった。ただナポレオン戦争期とちがって今回は、その事態が恒久化した。実際、中央銀行による管理という思想は根づいていたし、総貨幣量に占める铸貨取引の比率は低下し、預金の重要性は誰の目にも明らかであった。他方、国民経済への戦争の影響力は今回の方がはるかにきびしく、インフレーションの度合もより大きかった。

にもかかわらず、70年間にもわたる経済成長という好パフォーマンスが立脚していた法的枠組は、可能なかぎり温存された。イングランド銀行ではなく、大蔵省がいろいろ議論のあった5ポンド未満のノートを発行した。イングランド銀行券は不換紙幣でもなく、完全な法貨でもないと宣言された。大蔵省がカレンシー・ノートを大量に発行したため、イングランド銀行は無準備保証発行銀行券を法定限度額を越えて発行することは決してなかった。この新たな貨幣機構は徐々に法典の中に定着させられていった。1925年に金貨の铸造は停止し、金輸入も統制下におかれた。3年後、イングランド銀行は小額面銀行券を発行するに至り、それら銀行券はイギリス史上はじめて完全な法貨となった。同時にイングランド銀行は、民間の金準備を強制的に吸い上げ、集中化することを認められ、かくして、金は国内勘定支払の決済にとって（貨幣ではなく）ひとつつの単なる商品準備とされたのである。本位貨幣の性質についてのこのもっとも重要な変更は、数多くの偶然の出来事の結果、生じたのであり、それは、通貨当局の誰かが貨幣の正しい働きについて自明の法則と考えられてきたものとは全く逆のものを採用するにあたって、深く考察した結果だと信じれるようなものは何もなかった。

1939年にイングランド銀行が保有金準備を市場価格で評価・計上することを認められ、イギリス経済が保護的な為替管理のネットワークではりめぐらされた時、エコノミスト誌は次のように語った。あらゆる正統的なものからのこの

E. コピーターズ著『イングランド銀行券の歴史1694～1954年』(V)

転換によって管理通貨制度は完成に向け、さらに数歩の前進をとげ、さらにつこの転換は、金概念の強調点の変質を象徴することとなった。今や金は、国際的な債務残高を決済するために使かわれる資産にすぎず、銀行券流通の静態的な金属準備ではなくなった、と。戦時の諸事情から一時的に銀行券が求められましたが、預金で支払われる比率は増大し続けた。

かくして、イングランド銀行券は、当初、政府のたび重なる借入圧力のもとで地方とシティの人々の間で特権的な支払手段であったものが、いまや賃金支払や小売取引の支払手段になり下がるという驚くべき事態にたちいたった。金はかっての義務から解放されたばかりか、金遣いの荒い個人や財政難に苦しむ政府の国内的債務を自動的に清算するという伝統的な機能からも開放されたのである。金はいまや、各国の中央銀行の権力争いにおける心理的操作のための道具として使うために保有されるようになったのである。取引の大部分は、銀行家の帳簿での勘定記入を通して決済された。銀行帳簿での勘定記入は何ら法貨という法的地位をえてはいないが、国内でも海外でも無条件に受領されるという一般的な信認を有していた。この事態こそ、金の防御的足枷でもって過剰な信用供与を統制しようと切望した1844年法の立案者達だけでなく、同様に諸規制の防御的足枷をつうじて信用の供給を維持したいと切望した為替管理の立案者達によっても、あらゆる諸結果のうちでまったく予想もしなかったことであった。

(謝辞 第6章の翻訳のあと、訳者の手違いで第7章以下の訳文は長らくの間、机の中に眠っていました。訳者の大きな手違いにもかかわらず、今回、拙訳の掲載を快諾していただいた神戸学院大学経済学会に対して、心より厚くお礼を申し上げます。訳者)